

まん延防止等重点措置区域内の飲食店等の皆様へ

営業時間短縮等に ご協力をお願いします！

東京都では、まん延防止等重点措置における対応として飲食店等の皆様に営業時間の短縮を要請しています。

- ・ 5時から20時までの営業時間短縮
- ・ 酒類の提供は11時から19時まで

【期間】 令和3年4月12日（月）から5月11日（火）まで

感染拡大防止の取組について

- ・ 特措法施行令第5条の5に規定される各措置
⇒詳細については裏面をご確認下さい。
- ・ 業界ガイドライン等の遵守
- ・ 感染防止徹底宣言ステッカーの掲示
- ・ コロナ対策リーダーの設置
- ・ カラオケ設備の利用自粛



詳細はこちら

（飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合）

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【問合せ先】

「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター」

電話番号：03-5388-0567

開設時間：9時から19時まで（土日祝日を含む毎日）

 東京都



特措法施行令第5条の5に規定される各措置

- ・ 従業員に対する検査の勧奨
- ・ 入場をする者の整理等
- ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止
- ・ 手指の消毒設備の設置
- ・ 事業を行う場所の消毒
- ・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知
- ・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
(施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な 距離の確保等)